

議案第 6 1 号

日出町公共下水道条例の一部改正について

日出町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町公共下水道条例の一部を改正する条例

日出町公共下水道条例（昭和 5 9 年日出町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「指定工事店は、」の次に「営業所ごとに、管理者からの登録を受けている」を加え、「として管理者の登録を受けた者を置か」を「のうちから、責任技術者を選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項中「規定による」を削る。

第 1 3 条第 1 項第 9 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

アナログ規制の見直しに伴い、排水設備工事責任技術者の常駐・専属要件を廃止するため、条例の一部を改正したいので提出する。